

**いわてで生み育てる県民運動の広報に係る
企画運営事業**

業務仕様書

令和5年4月

**岩手県保健福祉部
保健福祉企画室**

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわてで生み育てる県民運動の広報に係る企画運営事業」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 委託業務の概要

（１） 業務の名称

いわてで生み育てる県民運動の広報に係る企画運営

（２） 委託する業務の概要

結婚、出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、地域社会が一体となって安心して子どもを生み育てる環境づくりに取り組む機運を醸成するため、次の事業を実施

- ・ メディアタイアップ等広報の企画及び実施

（３） 委託期間及び予算額

ア 委託期間

契約締結日から令和６年３月３１日（日）まで

イ 予算額

5,463,326 円以内（税込）

（４） 委託業務内容

広く県民が結婚、妊娠、出産、子育てについて考える機会を複数回設け県民運動を効果的に実施するため、県の取組等について様々なメディア等を通じて広報を行う。

番組等の制作に係る企画、制作、放送、経費支出等までの一連の業務を行うこと。

広報の際には県民運動のキャッチフレーズ「いわての子 みんなでつくる 大きなゆりかご」を活用すること。

（ア） 広報媒体の制作及び制作監理

- ・ 多くの県民が視聴できるよう複数のテレビ局等とタイアップし、情報番組内でシリーズ紹介するなど、年間を通じて複数のテーマを放送すること。
- ・ タイアップの趣旨から放送回数や番組内容等は参加局間で統一しなくても構わないこと。
- ・ より多くの県民の目や耳に触れるような時期及び時間帯で放送すること。
- ・ 「家族の日」（１１月第３日曜日）や「家族の週間」（家族の日の前後１週間）に合わせて広報を行うこと。
- ・ 放送した番組について、県がその目的を達成するための範囲内において、番組ＤＶＤの県主催イベント等での放映や YouTube 等の動画配信サイトへの掲載等の二次利用が想定されるため、出演者の肖像権やＢＧＭ等に関する著作権等の権利関係の処理を行うこと。

また、番組撮影に伴い、法令等に基づく許認可、届出等が必要となる場合は、必要な手続きを行うこと。

（イ） ＳＮＳを活用した広報の提案・実施

- ・ 結婚～子育て世代を中心に効果的な広報を行うため、ＳＮＳを活用した広報案を提案し実施すること。
- ・ 情報発信を週１回以上行うこと。

(ウ)その他の広報

- ・上記の方法を含め県民運動のキャッチフレーズ及びロゴマークの浸透を図るような広報案を提案し実施すること。
- ・イベント等で使用する宣材（ポスター、のぼり、バックスクリーン等）を提案し作成すること。

(エ) 成果品等

- ・テレビ放送を録画したDVD（1枚）を提出すること。
また、県がダビング、編集できるDVD又は動画データを提出すること。
- ・ラジオ放送を録音したCD（1枚）を提出すること。
- ・その他、広報実績等について成果品を提出すること。

2 業務にあたっての留意事項

(1) 契約の変更

仕様書に定める業務以外に必要な業務が生じたときは、協議により契約の変更が行われることがあること。

(2) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転することとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果品を利用できるものとする。

その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできないものとする。

イ 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、本業務の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

ウ 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努める等ものとする。

また、受託者は、県が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について県に対し報告し、また県が自ら確認することに協力するものとする。

エ 受託者は、県が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、県の承認を得るものとする。

(2) 再委託の相手方

受託者は、(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、

その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記４（１）イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適當と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

（４） 機密の保持

受託者（再委託を含む）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

（５） 個人情報の保護

受託者（再委託先を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）等を遵守しなければならない。

（６） 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転することとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果品を利用できるものとする。

その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

（７） 必要な許認可・許諾等

本業務の実施に必要な許認可や取材先への申し込み等の事務手続きは、全て受注者が行う。